

専門実践教育訓練給付金の利用について

一般社団法人地域連携プラットフォームが主催する「キャリアコンサルタント養成講習」は、2020年6月以降開講コースより【専門実践教育訓練給付金】の指定講座です。

当制度を利用すると、受講料の最大70%が支給されます。

講座名	キャリアコンサルタント養成講習
施設名	一般社団法人地域連携プラットフォーム
指定番号	61055-201001-8
受講料	270,000円
受講開始予定日～修了予定日	受講するコースの 1日目講義日～3か月間 (例)1日目の講義日が4/1の場合 受講開始予定日：4月1日 受講修了予定日：6月31日
目標とする資格名称	キャリアコンサルタント

●支給対象者

一定の条件を満たす受講開始日前までの雇用保険一般または高年齢被保険者期間

- ・初めて給付を受ける場合、当面2年以上
- ・過去に給付を受けた場合、3年以上

H26年10月の専門実践教育訓練給付制度導入前に「一般給付」を受けた場合、過去の受給から2年以上→受給資格の有無については弊社ではお答えできません。住所地管轄のハローワークにてご確認ください。

●支給申請の流れ

1. ご自身の受給資格・申請手続きの詳細をハローワークで確認
2. ハローワークで訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、「ジョブカード」を作成
3. 手続きに必要な書類等を整え、原則、受講開始日の1か月前までにハローワークでの受講前申請手続きを完了

～ 上記1～3全てを、受講開始日の1か月前までにお済ませください ～

4. <受講修了後：受講費の50%の支給申請>
申請期限内（受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内）に住所地を管轄するハローワークで、指定された書類を提出の上、支給申請手続き
5. <資格取得後：受講費の20%の支給申請>
 - ・受講修了後最初に行われる試験（学科・実技両科目）の合格により、「キャリアコンサルタント国家資格」を取得し、かつ、受講修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合
→雇用された日の翌日から起算して1か月以内に支給申請手続き
 - ・既に被保険者として雇用されている方
→受講を修了し、かつ資格取得等した日の翌日から1か月以内に支給申請手続き